



2009 秋 号

発行

和歌山県環境生活部県民局  
県民生活課  
〒640-8585 (住所不要)  
TEL(073)432-4111(代)

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/bukka/049.html>

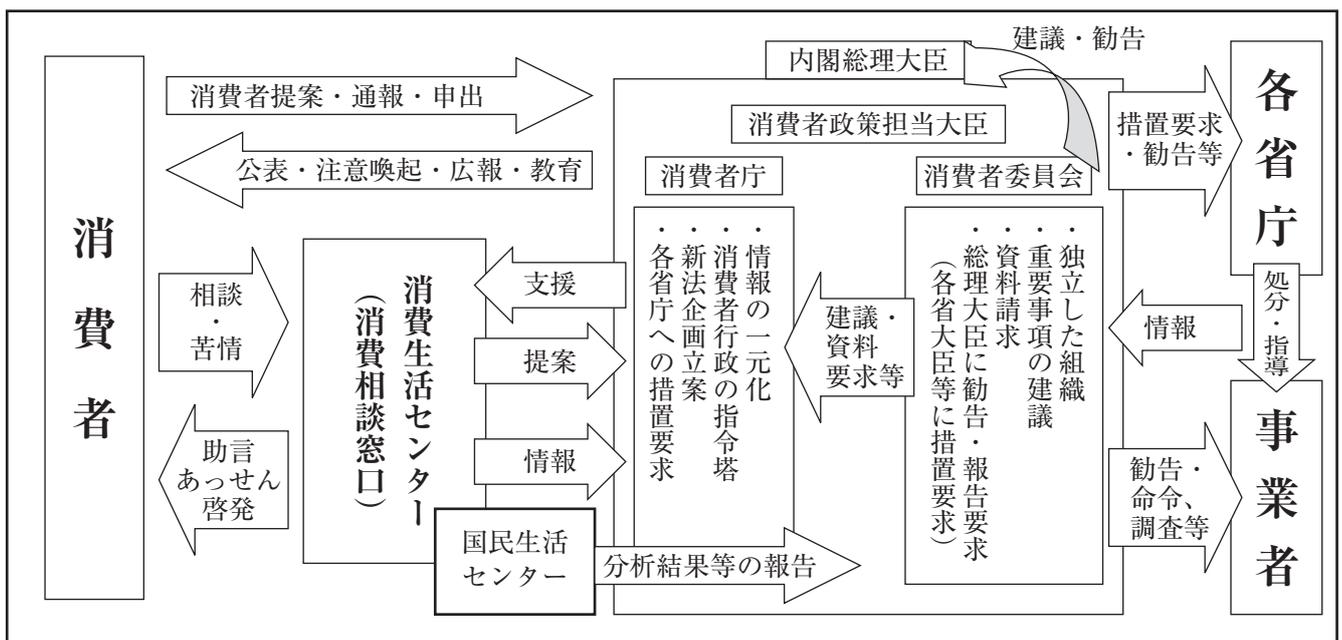


◎平成21年9月1日、消費者庁及び消費者委員会が発足しました。

消費者庁は、内閣府の外局として設置されました。消費者の安全を脅かす重大事故等の情報を一元化し、消費者行政の司令塔として、各省庁に対し勧告や措置要求できることとなりました。また、どの省庁にも属さない、いわゆる“すき間”事案に対しては、新しく法律を企画立案できることとなっています。

消費者委員会は内閣府に設置され、消費者庁から独立して消費者行政を監視し、重要事項については内閣総理大臣に対して建議・勧告できる組織として位置づけられています。

今後の消費者行政のイメージ



◎県消費生活センターが移転します。(移転先地図は4面参照)

■移 転 日 平成21年10月25日(日)

■移転先住所 〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階 駐車場あり(有料)

■電話番号 (変更ありません) 073-433-1551

■F A X (変更ありません) 073-433-3904

問い合わせ：県消費生活センター 073-433-1551

県県民生活課 073-441-2345

※併設されている「不動産取引相談窓口」

(電話：073-433-1588 火・金曜の13:00~17:00) も移転します。

問い合わせ：県公共建築課 073-441-3243

# 表示を見えていますか？

私たちの身の回りの物には、いろいろな表示があります。これらの表示はとても役立つ情報であったり、注意情報であったりするのですが、意外と見ていないことが多いものです。

そこで、今回は環境保護に役立つ表示と、食品の表示で、特に紛らわしいとご意見をいただく表示について説明したいと思います。



これは何のマークでしょう？



イラストレーション/みつき

これはペットボトルの識別表示マークです。下にある「PET」の表示はペットボトルの素材が「ポリエチレンテレフタレート」であることを示しています。資源有効利用促進法に基づき、1993年6月より（清涼飲料・しょうゆ・酒類）のPET素材のボトルに表示が義務づけられています。

容器包装廃棄物には他に以下の識別マークがあります。

識別マーク	種類	マークがついている商品例	混ぜてはいけない物（禁忌品）
	アルミ缶	清涼飲料水 缶詰	特になし *中身が入っていると、収集場で異臭が発生するため、洗って廃棄しましょう
	スチール缶	清涼飲料水 缶詰	特になし *中身が入っていると、収集場で異臭が発生するため、洗って廃棄しましょう
	紙製容器包装	紙箱 包装紙	防水加工された紙、感光紙、感熱紙、カーボン紙、圧着葉書、臭いのついた紙（石けんの個別包装紙など）、セロハン、フィルム類
	プラスチック製 容器包装	白色トレイ 冷凍食品の袋 スーパーのレジ袋	プラマークのないプラスチック製品、汚れのひどいプラスチック製品 *市区町村によって異なる



PP, PET

PP（このプラスチック製容器包装は、主たる材質がポリプロピレン）でPET（ポリエチレンテレフタレート）との複合素材、という表示です。主たる材質（PP）には下線がついています。



キャップ：PE  
ボトル：PET

このプラスチック製容器包装の材質はキャップがPE（ポリエチレン）で、ボトルがPET（ポリエチレンテレフタレート）、という表示で役割と材質を一括表示しています。



家庭から出るゴミの約6割が容器包装廃棄物です。識別マークに従って分別収集された容器包装廃棄物はリサイクルされています。きちんと分別排出すれば、焼却炉の寿命を延ばすことも可能です。地球環境を守るためにゴミを出さないようにするとともに、市町村が定めたルールに従って容器包装廃棄物を分別排出し、リサイクル率を上げていきましょう。

# 加工食品の表示「よもやま話」



**事例1.** 消費者の方の相談で『「エビせんべい」でどうしても肝心の「エビ」を一番目につけて書かないか？「小麦粉」と書かれてはおいしさが半減する!!』というお叱りの電話がありました。そこで食品表示の原材料名についてお話しします。

**回答1.** 原材料名は、その加工食品に使用した原材料のうち、重量割合の多い順に記載することになっています。従ってご指摘のエビはでんぷん類に次いで残念ながら2、3番目となっております。

また、最近、乳幼児から成人に至るまで特定の食品でアレルギーを起こす人が増えてきました。そこで、アレルギー物質を含む食品原材料名の表示もされています。

アレルギーを起こしやすい人がこの表示を見て、食べても大丈夫な食品を選ぶことが出来るようになりました。また、アレルギーはごく微量でも発症することから1kgに対して数mg以上の場合でも表示されています。

その他、原材料名表示には食品添加物の使用などの状況も記載されている重要な表示です。

〈参考〉表示されるアレルギー物質	
必ず表示される 7品目	エビ、かに、卵、乳、小麦、そば、落花生
表示が勧められている 18品目	あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

**事例2.** かつてJAS法と食品衛生法の期限表示が『消費期限』、『賞味期限』、『品質保持期限』と三種類あった頃は『期限表示がややこしい!』、最近でも『表示の期限が長い方はどっち?』とよく聞かれます。

**回答2.** 色々経緯はありましたが、よく似た『賞味期限』『品質保持期限』を一つにし、『賞味期限』としました。今の期限表示は「消費期限」と「賞味期限」の2種類となっています。

「消費」、「賞味」で期間の長い方はどっち? すぐ食べないといけいないのは? とややこしいですね。

そこでこれらの比較や簡単な覚え方をまとめました。

項目	消費期限(Use-by date)	賞味期限(Best-before)
意味と期限	腐敗等で品質劣化が始まると、劣化スピードが早い食品に表示される期限。 製造日を含めて概ね5日以内の期限。	品質が比較的劣化しにくい食品に表示される期限。期限を超えた場合でも、品質が保持されていること。 製造日を含めて概ね5日を超える期限。
注意	必ず期限内に消費する必要があります。	期限を過ぎても直ちに「食べられなくなる」ということではありません。およその目安として下さい。
表示方法	「年月日」で表示。(弁当、惣菜は年月日に加えて時間まで表示することが望ましい)	3ヶ月を超えるものについては「年月」又は「年月日」で、それ以外のものは「年月日」で表示。
覚え方	消費期限は約5日以内、早く傷みやすいですね。 <b>「早い消費は安全に食べる期限」</b>	賞味期限は遅く設定され、過ぎると風味が落ちますね。 <b>「遅い賞味はおいしく食べる期限」</b>
主な食品	弁当、サンドイッチ、惣菜、生菓子類、食肉、生麺類、生力キ等	牛乳、乳製品、ハム、ソーセージ、冷凍食品、即席めん類、清涼飲料水等

期限表示は、開封前の期限が表示されていますので、一度開封した食品は、表示されている期限にかかわらず、早めに食べるようにしましょう。

このため、開封後の商品の日持ちについては、消費者の皆様が自ら判断する必要があります。

## 10月は和歌山県食育推進月間です。

スローガン：「食べることは学ぶこと、考えよう皆と私の食の未来！」

和歌山県食育ひろばURL

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/syokuikul/index.html>

### 食育とは？

食育基本法では、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通じて、『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」こととされています。

## “ふるさと和歌山食週間” キャッチコピー：「食べて安心!食べて元気!紀州のふうど」

毎月第3月曜からの一週間（平成21年10月からスタート）

消費者、生産者、食品加工業者、流通関係業者、  
外食産業関係者等が、それぞれの立場で食育・  
地産地消に重点的に取り組む推進強化週間です。

詳しくは和歌山県食育ひろばホームページ

もしくは県食育推進会議（事務局：果樹園芸課：073-441-2903）



県食育キャラクター

## 一人で悩まないで相談しましょう

消費生活での  
ご相談・お問い合わせは  
県消費生活センターや  
お近くの市町村  
消費生活相談窓口へ  
（相談は無料です）

### 和歌山県消費生活センター

【相談受付時間】 平日午前9時～午後5時

（土・日祝日、年末年始は休み）

### 日曜日消費生活相談（電話相談のみ）

【相談受付時間】 午前10時～午後4時

TEL 073-433-1551

### 和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2  
県民交流プラザ和歌山ビック愛8階

TEL(073)433-1551  
FAX(073)433-3904



### 和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号  
県西牟婁総合庁舎内

TEL(0739)24-0999  
FAX(0739)26-7943

